

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省エネ設備導入事業)交付要綱

最終改正：令和 7 年 4 月 1 日

(総則)

第 1 条 県は、県内事業者の脱炭素化とエネルギーコスト低減を図るため、省エネルギー効果の高い設備の導入に要する経費について、予算の範囲内で岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省エネ設備導入事業)(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業者
 - イ 会社法(平成17年法律第86号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する会社に該当しないもので、前年度又は直近 1 年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500k1未満の事業所を有する法人その他の団体(社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人等を除く。)
- (3) みなし大企業 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者(資本金又は出資金が 5 億円以上の法人が中小企業者に該当する場合を除く。)
 - イ 交付申請時において、確定している直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者
- (4) 省エネルギー診断 省エネルギー対策に関する専門知識を有する者が事業所を訪問し、当該事業所におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策等を提案するものであって、知事が認めるものをいう。

(補助対象事業者等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)及び要件は、別表 1 のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助限度額及び補助金の額は、別表 2 のとおりとする。

(欠格事由)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。次号において

「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員 (暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等 (法人にあっては役員及び使用人 (支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者 (営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。)) をいう。以下同じ。)) を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)) が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体 (以下この条において「法人等」という。))
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等 (暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)) を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(事業の着手時期)

第6条 補助対象事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手届 (別記第2号様式) を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更 (補助対象経費の20%を超えない変更を除く。) をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の内容の変更 (補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。) をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (6) この補助金の交付を受けた事業に対し、重複して国及び岐阜県の補助金等の交付を受けないこと。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
 - (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）

（交付申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から15日以内とする。

- 2 規則第8条第1項の申請の取下げは、別記第6号様式により行うものとする。

（実績報告）

第9条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（履行確認）

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに履行の確認を行う。

- 2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。
- 3 現地確認を行うときは、あらかじめ補助事業者に対して確認の日時及び場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第8号様式により行うものとする。

（補助金の交付時期等）

第12条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象事業	補助事業者	要件
エネルギー利用の高効率化が図られる設備を導入する事業	次に掲げる要件をいずれも満たす者 (1) 県内に本社又は事業所を有する中小企業等であること（個人事業主にあつては、青色申告者に限る。）。 (2) 年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k1以上の事業所を有する中小企業者である場合は、みなし大企業でないこと。 (3) 県税の未納がないこと。 (4) 補助対象事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。 (5) リース契約により補助対象事業を実施する場合は、リース事業者が共同事業者となっていること。 (6) リース契約により補助対象事業を実施する場合は、リース事業者ではなく補助事業者が中小企業等であること。	(1) 交付申請までに、補助対象事業を実施しようとする事業所等において、省エネルギー診断（補助対象事業の実施年度以前4年度の間の実施したもの）を受診していること。 (2) リース契約により補助対象事業を実施する場合は、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。

別表 2（第 3 条関係）

補助対象経費		補助限度額	補助金の額
区分	内容		
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造又は据付け、既存設備の撤去等に要する経費	上限 1 0， 0 0 0 千円 下限 3 0 0 千円	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額と補助上限額とを比較して少ない方の額（当該額に 1， 0 0 0 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）
工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費		

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除く。